

お寄せいただいた意見	市の考え方（対応）
<p>市民活動支援センター（仮称）の機能の中に、「活動希望者に対する活動団体の紹介と活動保険の加入紹介」を加えてもらいたい。</p>	<p>センターの機能について、本案では柔軟性を持たせるため大枠を示しています。その詳細については、ご指摘の件も含め、さらに先進市の最新の成果を研究して盛り込んでいきます。</p>
<p>人材の具体的育成策と各種団体が自立的活動ができる体制が整うまでの行政の支援策（財政的援助を含む）等が欠かせない。もっと具体的に切り込んでどうか。</p>	<p>市民活動団体に対する、研修会開催等の人材育成支援や、民間助成金の紹介等の財政的サポートについては、市民活動支援センター（仮称）が、ノウハウを蓄積しているやまぐち県民活動支援センター等と連携しながら展開していきます。</p>
<p>市民活動支援センター（仮称）の主体は誰がイニシアチブをとるのか。また、組織はどうするのか。</p>	<p>センターの効果的・効率的運営については、さらに研究を深めますが、運営は先進市同様、熱意ある民間団体が行うことを想定しています。ただし、運営に対する財政支援も含め、センターと行政との連携は密に確保します。また、利用する団体は団体登録をしたうえでサービスを受けることを予定しています。</p>
<p>「市民活動推進支援協議会」等の施策の評価機関はないようだが、「安心、安全、住み良いまちづくり」の継続には最も必要な機関であろう。</p>	<p>市の事業の評価については、現在、庁内における事務事業評価システムの精度を高めているところです。効果的な評価体系の構築については、事務事業評価システム担当課と連携しながら引き続き研究します。</p>
<p>「行政における協働体制」において、「施策内容」と「主な取り組み等」に対する行政の「主管課」を明記し、その責任の所在を明らかにすることが必要である。</p>	<p>本方針は、市内各市民活動団体の代表者と市民有志からなる市民活動推進検討委員会において、協働のまちづくりを推進するための基本的なアウトラインを策定したものです。行政内における協働推進については、今後さらに関係課と調整しながら効果的な体制を検討します。</p>
<p>市民活動推進の窓口は市民活動推進課ですか。地域団体（具体的には自治会）は現在自治会長のなり手がなく地域住民の協力が得られなくなっている。自治会の活性化の具体的な手段や援助は。</p>	<p>市民活動推進の窓口は市民活動推進課です。本方針は主に市民活動の各主体間の協働によるまちづくりについて論じたもので、自治会の活性化については主管課で検討を深めます。</p>
<p>他市の基本方針と比較して、本案は具体的な基本施策とその展開がないように思う。長年地域のボランティア活動に携わっている者として、本案に展望を見出せないのである。</p>	<p>本案は、数年前には主流であった「行政と市民活動団体との協働」という観点ではなく、「様々な活動主体が、それぞれの資源を持ち寄り、様々な組み合わせで協働する」という最新の潮流に基づき策定しています。このため市の施策は協働のための拠点機能を持つ市民活動支援センターの設置・運営を中心として記述しています。</p>